

報道資料

令和7年12月10日
総務部法務文書課
県政情報公開係 今井、金山
直通 0742-27-8348
府内内線 60574、60594

奈良県情報公開審査会の第298号答申について

行政文書の一部開示決定に対する審査請求についての諮問第528号事案に関して、下記のとおり、奈良県情報公開審査会から奈良県知事に対して答申されましたのでお知らせします。

記

1 答申の概要

- 答申：令和7年12月8日
- 諒問実施機関：福祉保険部 医療政策局 疾病対策課
- 実施機関：福祉保険部 郡山保健所
- 対象行政文書：
 - ア 情報提供対応記録票（日時：令和3年〇月〇〇日）
 - イ 情報提供対応記録票（日時：令和3年〇月〇〇日 ○○：〇〇～〇〇：〇〇）
 - ウ 情報提供対応記録票（日時：令和3年〇月〇〇日 ○○：〇〇～〇〇：〇〇）
 - エ 健康増進法（受動喫煙防止）に関する相談受付票（受付日時：令和2年〇月〇〇日）
 - オ 健康増進法（受動喫煙防止）に関する相談受付票（受付日時：令和2年〇月〇〇日）
- 諒問に係る処分と理由
 - 決定：一部開示決定
 - 不開示部分：
 - ア 個人（公務員を除く。）の姓
 - イ 郡山保健所が保有する健康増進法29または30条違反の県政の窓を通じた通報（投稿日：2022年〇月〇〇日）への対応記録
 - 不開示理由：
 - ア 上記不開示部分のア 奈良県情報公開条例第7条第2号に該当個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため
 - イ 上記不開示部分のイ 当該文書を作成していないため
- 審査会の結論：実施機関の決定は妥当である。
- 判断理由：
 - 行政文書の不存在について

審査請求人は本件対象文書の開示を求めていいるのに対し、実施機関は、本件対象文書を作成していないため不存在であると主張しているので、以下検討する。

実施機関では、県民等からの問合せや意見等に的確に対応し、県の施策や事業の推進に活用するとともに、府内の広聴情報の共有化、県民等の県政への理解促進を図るために、その事務の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とし、平成22年8月23日から相談広聴対応要領を施行している。

当該要領では、県出先機関への県政の窓で受けた県民等からの意見・要望及び苦情は、当該出先機関を所管する所属へ通知することとなっているが、実施機関の説明によると、本件開示請求日時点では当該出先機関を所管する所属である疾病対策課から、当該出先機関である郡山保健所に伝達されておらず、郡山保健所は、本件対象文書を作成していないと説明している。

この点について、事務局より実施機関に確認したところ、本件意見が県政の窓を所管する所属から疾病対策課に通知された際に、実施機関内部での情報伝達に齟齬があったことから、疾病対策課から郡山保健所には通知されていなかったとのことである。

そうすると、本件対象文書を作成していないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点はなく、当該文書が存在すると推測させる特段の事情もない。

以上のことから、本件対象文書は存在しないとする実施機関の説明は是認できると判断する。

2 事案の経緯

①	開示請求	令和5年8月7日	
②	決定	令和5年8月21日	付けで一部開示決定
③	審査請求	令和5年8月24日	
④	諮詢	令和5年9月29日	
⑤	経過	令和7年8月19日 令和7年10月17日 令和7年11月7日	第284回審査会 第285回審査会 第286回審査会
			審議 審議 審議